

## 平成 20 年度佐倉市決算（普通会計）の概要

各地方公共団体は、毎年度決算状況を1枚のカードにまとめて公表しています。この決算状況のまとめは、総務省が行う地方財政状況調査の会計区分である普通会計により算定されます。これは、一般会計及び特別会計の範囲は、地方公共団体ごとに異なることから、全国共通の会計区分である普通会計を設けることにより、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするためです。佐倉市の場合、普通会計の範囲は、一般会計(土木費の雨排水事業分を除く)、公共用地取得事業特別会計及び災害共済事業特別会計となっています。

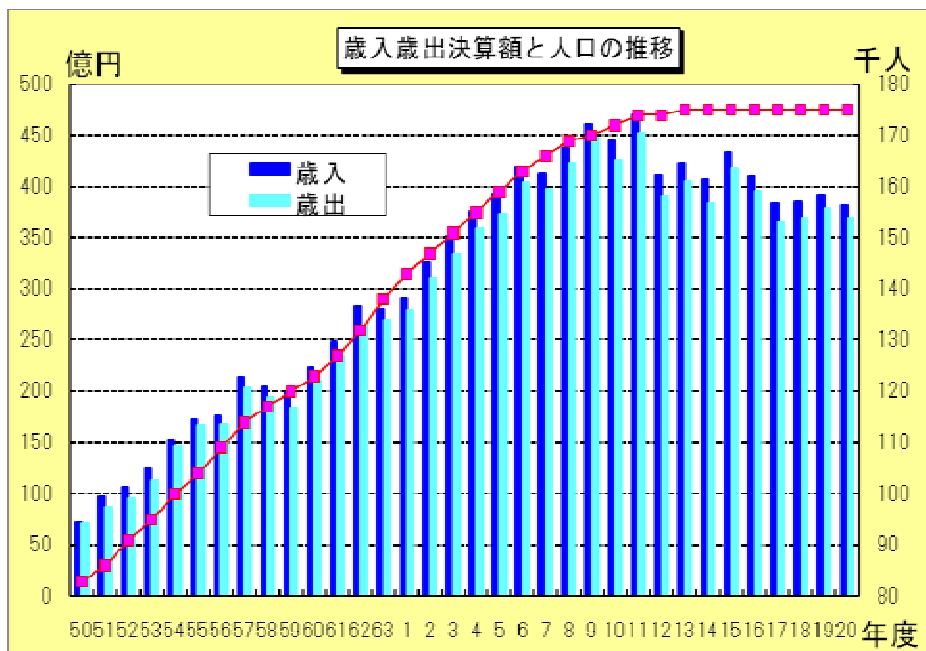
### 1 決算規模

歳入総額382億104万6千円、歳出総額369億4,340万7千円で、前年度比、歳入2.5%減、歳出2.5%減となりました。

第1表 決算規模

(単位:千円・%)

区 分	歳 入	増減率	歳 出	増減率
平成 10 年度	44,527,463	3.4	42,635,766	4.8
平成 11 年度	47,125,569	5.8	45,257,180	6.1
平成 12 年度	41,225,088	12.5	39,123,836	13.6
平成 13 年度	42,289,493	2.6	40,523,626	3.6
平成 14 年度	40,729,160	3.7	38,369,766	5.3
平成 15 年度	43,415,641	6.6	41,795,608	8.9
平成 16 年度	41,120,895	5.3	39,624,924	5.2
平成 17 年度	38,389,709	6.6	36,569,071	7.7
平成 18 年度	38,545,110	0.4	36,938,092	1.0
平成 19 年度	39,163,040	1.6	37,885,218	2.6
平成 20 年度	38,201,046	2.5	36,943,407	2.5



ただし、平成 20 年度は、財政調整基金に係る積立と繰入の両方を行ったことにより、その重複分の歳入歳出があります。前年度との比較のために、その重複分を除くと歳入総額は、380 億 1,905 万 6 千円に、歳出総額は 367 億 6,141 万 7 千円となり、実態としての増減額は、歳入が 0.6%の減、歳出が 0.6%の減ということになります。

## 2 決算収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、12 億 5,763 万 9 千円で前年度に対し 1.6%減となりました。

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、8 億 239 万 4 千円で、前年度に対し、26.7%の減となっています。標準財政規模(\*1)に対する実質収支の割合を示す実質収支比率は 2.8%です。

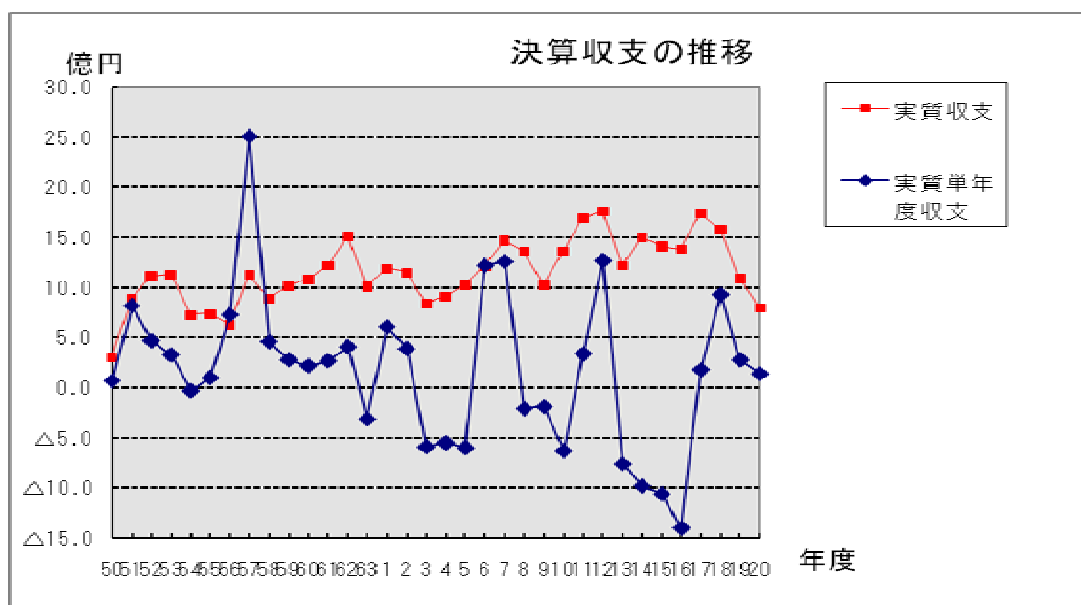
\*1 経常的に収入を得ることのできる一般財源の規模を示す指標で、地方財政法施行令第 13 条に定めるところにより算出した(大まかには、地方税等に普通交付税を加える)額。

財政調整基金の繰入や積立等までを考慮した単年度の収支を示す実質単年度収支は、1 億 4,266 万 3 千円で、前年度に対し、49.4%の減となりました。実質単年度収支は、平成 13 年度から 16 年度まで赤字が続き、その累積赤字額は 42 億円に達し、歳入不足を財政調整基金の取り崩しにより補てんする状態が続いていましたが、経常事業の見直しや普通建設事業の抑制などにより、平成 17 年度から 4 年間は、黒字均衡を維持しています。

第2表 決算収支

(単位:千円・%)

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	増減率		
				18 年度	19 年度	20 年度
歳入歳出差引	1,607,018	1,277,822	1,257,639	11.7	20.5	1.6
翌年度へ繰越すべき財源	30,842	183,445	455,245	60.1	494.8	148.2
実質収支	1,576,176	1,094,377	802,394	9.6	30.6	26.7
実質単年度収支	933,940	281,681	142,663	412.6	69.8	49.4



### 3 歳入

地方税は、固定資産税の新築家屋の増などにより、前年度比 4 億 1819 万 1 千円 (1.7%) 増となりました。地方譲与税は国の自動車重量税、地方道路税の減少により、前年度比 2,275 万 1 千円の減、地方特例交付金は、住宅ローン減税の補てん分が新設されたことなどにより 1 億 5,804 万 8 千円の増となりました。

地方交付税のうち、普通交付税は前年度に引き続き不交付となり、その振替である臨時財政対策債も減少しました。一般財源総額では、前年度比 0.9% の増となりました。

第3表 主な歳入の内訳

(単位:千円・%)

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	20 年度	
				構成比	増減率
地方税	23,677,274	25,035,151	25,453,342	66.6	1.7
地方譲与税	1,548,015	577,704	554,953	1.5	3.9
地方特例交付金 *2	805,388	164,595	322,643	0.8	96.0
地方交付税	187,073	182,036	184,000	0.5	1.1
その他一般財源	2,190,295	2,147,206	1,833,599	4.8	14.6
一般財源(計)	28,408,045	28,106,692	28,348,537	74.2	0.9
国庫支出金	2,751,044	2,904,276	3,117,445	8.2	7.3
県支出金	1,334,981	1,717,459	1,775,105	4.6	3.4
分担金・負担金	142,829	158,792	200,322	0.5	26.2
使用料	805,612	783,034	769,902	2.0	1.7
手数料	146,137	144,809	145,641	0.4	0.6
繰入金	642,886	900,277	565,434	1.5	37.2
地方債	1,946,200	2,125,700	1,554,000	4.1	26.9
減税補てん債	250,000	0	0	0.0	0.0
臨時財政対策債	1,450,000	1,310,000	1,236,700	3.3	5.6
その他	2,367,376	2,322,001	1,724,660	4.5	25.7
歳 入(計)	38,545,110	39,163,040	38,201,046	100.0	2.5

\*2 平成 19 年度、平成 20 年度は、地方特別交付金を含む

#### (1) 地方税

住民税(市民税)は、納税義務者の増加により、前年度比 6,506 万 5 千円増の 139 億 8,545 万 3 千円となりました。固定資産税は、新築家屋や償却資産の増により、3 億 86 万 5 千円増の 88 億 9,159 万 2 千円。都市計画税は 2,879 万 6 千円増の 16 億 4,788 万 3 千円となっています。

#### (2) 地方特例交付金

住宅ローン減税分の補てんのための減収補てん特例交付金の新設、道路特定財源の減収分の補てんなどにより、前年度比 1 億 5,804 万 8 千円増の 3 億 2,264 万 3 千円が交付されています。

#### (3) 国庫支出金

児童手当や障害福祉関係等の扶助費に対する国庫負担金の増、佐倉中学校校舎改築

に対する国庫補助金の増などにより前年度比 2 億 1,316 万 9 千円(7.3%)増の 31 億 1,744 万 5 千円となりました。

(4) 県支出金

前年度比 5,764 万 6 千円(3.4%)の増で、17 億 7,510 万 5 千円となっています。障害福祉関係の給付や、後期高齢者医療制度の保険料軽減に対する負担金の増、乳幼児医療に対する補助金の増などによるものです。

(5) 繰入金

内訳は、財政調整基金繰入金 1 億 8,199 万円、市債の繰り上げ償還の財源として減債基金繰入金 7,139 万 3 千円、老人保健特別会計繰入金 2 億 6,859 万 5 千円などです。

(6) 地方債

普通交付税の代替として発行される臨時財政対策債が 12 億 3,670 万円で前年度比 7,330 万円減少しました。総額では、井野長割遺跡保存整備事業債の減などにより、前年度比 5 億 7,170 万円減となり 15 億 5,400 万円の借入を行いました。

## 4 歳 出

経常的経費は 326 億 2,550 万円で、歳出全体に占める割合は 88.3%、前年度比で 2.7% の減となっています。投資的経費は 29 億 6,093 万 1 千円で、歳出全体に占める割合は 8.0%、前年度比 49.7%の増となりました。

第4表 主な性質別歳出内訳

(単位:千円・%)

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	20 年度	
				構成比	増減率
経常的経費	31,828,012	33,521,782	32,625,500	88.3	2.7
義務的経費	18,107,283	19,033,323	18,647,012	50.5	2.0
内 人件費	9,200,152	9,227,673	8,831,214	23.9	4.3
内 扶助費	4,781,397	5,493,774	5,633,366	15.2	2.5
内 公債費	4,125,734	4,311,876	4,182,432	11.3	3.0
物件費	6,133,523	6,215,425	5,988,980	16.2	3.6
維持補修費	371,327	631,863	475,371	1.3	24.8
補助費等	4,655,796	4,659,150	4,703,430	12.7	1.0
経常的繰出金	2,560,083	2,982,021	2,810,707	7.6	5.7
投資的経費	2,667,889	1,978,368	2,960,931	8.0	49.7
普通建設事業費	2,667,889	1,978,368	2,959,147	8.0	49.6
内 補助	492,151	172,693	446,471	1.2	158.5
内 単独	2,175,738	1,805,675	2,512,676	6.8	39.2
その他	2,442,191	2,385,068	1,356,976	3.7	43.1
歳 出(計)	36,938,092	37,885,218	36,943,407	100.0	2.5

- (1) 経常的経費のうち、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)については 3 億 8,631 万 1 千円(2.0%)の減となりました。人件費は職員数の減により 3 億 9,645 万 9 千円の減、扶助費では、児童手当や障害者自立支援給付の増等により全体では、1 億 3,959 万 2 千円の

増となっていますが、生活保護費は1億5,584万4千円の減となっています。公債費は臨時財政対策債は元金償還が開始されたことにより増額となりましたが、建設債の償還が減少したため、前年度比1億2,944万4千円の減となりました。物件費等を加えた経常的経費全体では、8億9,628万2千円の減となりました。

- (2) 投資的経費は、普通建設事業については、全体で9億8,256万3千円の増となりました。これは、佐倉中学校校舎改築や弥富公民館整備などの大規模建設事業及び西志津のスポーツ等多目的用地取得などを実施したことによるものです。

## 5 財政状況

国の算出した標準的な行政サービス経費に対する税収等の割合を示す財政力指数(\*3)は1.010です。単年度ベースでは前年度の1.009から同率で動きがなく、引き続き、普通交付税は不交付となっています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率(\*4)は、93.8%で、前年度から2.3%改善しました。

- (1) 経常収支比率については、分母となる経常一般財源が、市税の増などにより増加し、一方分子となる経常経費充当一般財源は人件費や公債費の支出減に伴い減少し、このことにより改善しました。

分母から臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率は、2.8%改善し、98.1%となりました。

\*3 財政力指数は、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去3年平均を表したものです。一方、普通交付税はその年度の基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分を交付するものです。(このため、不交付となる場合、単年度ベースの財政力指数は1を超えることとなります)

\*4 財政構造の柔軟性を示す指標で、毎年度経常的に収入される市税、地方交付税等の経常一般財源が人件費、公債費、扶助費等の経常的経費に充当される割合を示すものです。数値が少ないほど柔軟性が高いこととなります。

- (2) 公債費に充当された一般財源の一般財源全体に占める割合を示す公債費負担比率については、分母となる一般財源が増大し、分子となる公債費が減少したことにより、前年度よりも0.2%低い、12.9%となりました。健全財政の黄信号といわれる15%には達していないものの、平成9年度以降は10%を超えた状態が続いています。

第5表 主要財政指標

(単位: %)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常収支比率	96.5 (106.6)	96.0 (103.4)	92.0 (97.9)	96.1 (100.9)	93.8 (98.1)
財政力指数	0.971	0.980	0.996	1.005	1.010
公債費負担比率	13.9	12.7	12.3	13.1	12.9

経常収支比率の内書き( )は、減税補てん債(16~18年度)、臨時財政対策債を分母となる経常一般財源に加えない場合の値

## 6 将来の財政負担

地方債残高は前年度比 18 億 7,780 万 7 千円減少しましたが、債務負担行為支払予定額は、1 億 9,001 万 9 千円の増となっています。これは、佐倉草ぶえの丘の指定管理者に伴う債務負担行為の更新などによるものであり、実質的にはそれほど増加しているものではありません。

地方債残高と債務負担行為支払予定額の合計額は 397 億 5,267 万 3 千円で、前年度比 16 億 8,778 万 8 千円減少しました。

平成 20 年度末積立金現在高は、104 億 7,761 万 5 千円で、前年度末に比べ 3 億 6,755 万 9 千円増加しました。

積立金現在高の増加は、これは将来の財源不足に備えての財政調整基金への積立を行ったことによるものです。

第6表 将来の財政負担

(単位:千円・%)

区 分	地方債現在高		債務負担行為		合 計	
		増減率	支出予定額	増減率		増減率
15 年度	40,622,176	2.3	3,770,147	11.8	44,392,323	1.0
16 年度	40,965,298	0.8	2,304,470	38.9	43,269,768	2.5
17 年度	40,151,175	2.0	3,446,483	49.6	43,597,658	0.8
18 年度	38,851,151	3.2	2,735,886	20.6	41,587,037	4.6
19 年度	37,485,616	3.5	3,954,845	44.6	41,440,461	0.4
20 年度	35,607,809	5.0	4,144,864	4.8	39,752,673	4.1

第7表 積立金年度末残高

(単位:千円・%)

基金区分	18 年度	19 年度	20 年度	増減率		
				18 年度	19 年度	20 年度
財政調整基金	2,017,852	2,717,164	3,140,363	120.1	34.7	15.6
減債基金	358,614	359,438	289,006	864.3	0.2	19.6
その他特定目的基金	6,988,116	7,033,454	7,048,246	4.1	0.7	0.2
計	9,364,582	10,110,056	10,477,615	22.1	8.0	3.6

## 7. 財政健全化判断比率等

平成 20 年 4 月 1 日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行され、平成 19 年度決算から、財政健全化判断比率と総称される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標を算出し、監査の意見を付して議会に報告するとともに、数値を公表し、あわせて県知事へ報告することとされました。

また、地方公営企業についても、その経営の健全化を図るため資金不足比率を算出し、健全化判断比率と同様の報告、公表を行うこととされています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)は、財政の健全化に関する比率を算出し、その比率が、早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことを求めています。更に財政状況が悪化し、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を策定して、財政再生を行うこととなります。比率の算出と公表については平成 19 年度決算から、計画の策定関係については平成 20 年度決算から適用されます。

(単位%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 17 年度			11.3	
平成 18 年度			10.3	
平成 19 年度	-	-	8.3	23.8
平成 20 年度	-	-	7.6	9.1

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がないため「-」で表記

平成 17 年度、18 年度の実質公債費比率の算定は、地方財政法に基づき行ったもの

- (1) 実質赤字比率(早期健全化基準 11.90%、財政再生基準 20.00%)  
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- (2) 連結実質赤字比率(早期健全化基準 16.90%、財政再生基準 40.00%)  
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- (3) 実質公債費比率(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)  
一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する割合で、18%を超えると地方債を起こす場合は県知事の許可が必要となります。
- (4) 将来負担比率(早期健全化基準 350.0%)  
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合  
これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの
- (5) 公営企業の資金不足比率(経営健全化基準 20.0%)  
公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、健全化を実施しなければなりません。

区 分	資金不足比率(%)
水道事業会計	-
下水道事業特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-

資金不足額がないため「-」で表記

## 8 今後の財政見通し

佐倉市では、景気後退などの影響による市税収入の減少に伴う財源不足のため、財政調整基金を取り崩して予算編成に対応してきましたが、一時は約50億円あった財政調整基金も、平成16年度には約10億円に減少してしまいました。このような危機的な財政状況を乗り切るために、佐倉市財政運営検討委員会の提言(平成16年9月)に基づき、歳入規模にあわせた歳出構造の構築をめざした予算編成を行うこととし、平成17年度及び平成18年度当初予算において、2年連続で義務的経費を除く経常的経費を大幅に削減するとともに、普通建設事業を平成16年度比で半分程度に抑制し、また、集中改革プランに基づく行財政改革を実施しました。

このことにより、平成17年度以降は、実質単年度収支が黒字となり、平成20年度末には、財政調整基金残高も約30億円まで積み立てることができました。

平成20年度決算では、市税収入は、固定資産税の増収などにより、市税全体では、約4億円の増収となりました。また、義務的経費では、人件費は定員管理計画に基づく職員の削減により大幅に減少し、また、借金の返済である公債費も建設債の減少に伴い減っていますが、児童手当、障害者福祉関係の給付などの扶助費は増加しました。

財政の硬直化を示す指標である経常収支比率は経常一般財源になる市税収入の増や、義務的経費の減により、平成19年度と比較しますと、2.3ポイント改善されていますが、依然として高い数値となっています。

現在は、市の人口推移は横ばいであり、今後は団塊の世代が大量に退職することから、個人市民税は減少するものと見込まれ、また、景気の影響される法人市民税の見込みも明らかではなく、さらに、固定資産税も地価が再び下落傾向にあるため当面は増収が見込めず、現行の税制のままでは、税収は少しずつ減収となっていくものと推計しています。

また、普通交付税は平成21年度には4年ぶりに交付団体となり、約9千万円の交付がありました。普通交付税の算定の基準となる、基準財政需要額と基準財政収入額はほぼ均衡している状況にあり、これからの交付税制度の動向によっては、また、不交付となることも見込まれ、大幅に交付額が増額になることはないものと想定しています。

一方、歳出面では、生活保護費、児童手当、障害福祉、介護保険等、民生費を中心とする扶助費は大幅に増加していくことが見込まれ、また、国保特別会計や後期高齢者医療特別会計などの繰出金等も、ここ数年の医療費の増加傾向を考えると、増えていくものと思われます。

しかし、平成17年度以降、経常的経費を大幅に削減してきているため、今後は事務事業自体の見直しをしていかなければ、大きな削減効果を期待できる状況にはありません。

また、投資的経費もここ数年は最小規模にまで切り詰めた状況となっており、今後は、小中学校の耐震補強工事や、公民館、図書館などの公共施設の老朽化に伴う大規模改修などが予定され、これ以上の削減は見込めない状況です。

平成23年度からは、新たな基本構想にもとづく第4次佐倉市総合計画が策定されますが、この基本構想の実現に向けた様々な施策を実施していくため、さらには、財政運営の持続性を確保するためには、さらなる、行財政構造の転換をする必要が生じています。

(平成21年10月 佐倉市企画政策部財政課)